

労基署へ指導要請！

「年休事由記載漏れ」掲示をはじめとした
「年休」取得に関するあいまいな姿勢に指導を要請しました！

①年休申請に関しては使用者に休暇の理由を明らかにする必要はないこと。②突発的年休申請に診断書を要求する問題。③年休に対する時季変更権の行使の問題を申請し受理されました。

受理した労基署は1月30日、この件に関して、大二運輸所川嶋副所長をはじめとした会社関係者を呼び出して説明を要求しました。今後、労基署は会社への指導が出来るように審議し、改善出来るように進めていきます。

また、地方本部は、年休申し込み時に利用目的を明らかにしなかった社員を、他の社員に分かるように「見せしめ」として掲示することは、労基法に抵触する問題であり直ちに撤去することと、「見せしめ」にされた組合員に謝罪するように会社に抗議の申し入れをしました。

私たち東海労は、職場で発生する問題に
対して声を大にして訴え、具体的に行動していきます！

- ★会社が、社員に「年休の申込み理由」を書かせることはプライバシーの侵害だ！
- ★会社は、年休を請求した時季に年休を与えることが出来ないときは、他の時季に年休を与えよ（時季変更権）！
- ★突発的年休申請の証明は「薬袋」で充分だ。「診断書」要求するなら会社が全額負担せよ！
- ★法事の年休申請に関して、「僧侶の法事証明」は廃止せよ！